（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｈ　略］
ｉ　当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)ｃ、(17)ｃ、(26)ｃ、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。
［(2)～(69)　略］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｆ　略］
ｇ　当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)ｃ、(17)ｃ、(26)ｃ、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。
［(2)～(77)　略］

（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｈ　同左］
ｉ　当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)ｃ、(17)ｃ、(26)ｃ、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。
［(2)～(69)　同左］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)ｃ、(17)ｃ、(26)ｃ、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。
［(2)～(77)　同左］